

事 務 連 絡
平成 2 9 年 2 月 3 日

各市町村 障害保健福祉担当課 御中

京都府健康福祉部障害者支援課

平成 2 8 年度診療報酬改定に伴う障害者自立支援医療特別対策事業の対象医療の
うちの在宅酸素療法における対象点数等の変更について

各市町村におかれては、自立支援医療のうちの更生医療の対象を一部拡大し、在宅酸素療法等を対象とした地方単独事業としての障害者自立支援医療特別対策事業の実施については、大変お世話になっているところです。

さて、平成 2 8 年度の診療報酬改定に伴い、障害者自立支援医療特別対策事業の対象医療のうちの在宅酸素療法については、平成 2 9 年 3 月 1 日から下記のとおり対象医療の点数変更と新設された項目を本事業の対象医療としますので、協力機関への周知等につき御配慮いただきますようお願いいたします。

記

平成 2 8 年度診療報酬改定に伴い、平成 2 9 年 3 月 1 日から在宅酸素療法に係る対象医療を以下のとおりとする。

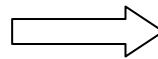
1 呼吸器の機能障害で身体障害者手帳 3 級所持者に係る対象医療について

平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

対 象 医 療	
在宅酸素療法（以下を基本とする）	
在宅酸素療法指導管理料 2	2,500点
携帯用酸素ボンベ加算	880点
酸素濃縮装置加算	4,000点
呼吸同調式デマンドバルブ加算	300点
計	7,680点

平成 2 9 年 3 月 1 日から

対 象 医 療	
在宅酸素療法（以下を基本とする）	
在宅酸素療法指導管理料 2	2,400点
在宅酸素療法材料加算 2（新設）	100点
携帯用酸素ボンベ加算	880点
酸素濃縮装置加算	4,000点
呼吸同調式デマンドバルブ加算	300点
計	7,680点



（注意事項）

- ①初診料、再診料は、更生医療同様対象となります。
- ②動脈血ガス分析装置による動脈血酸素分圧の測定を行った場合については、在宅酸素療法指導管理料には含まれておりませんが、在宅酸素療法に必要な基本的経費として、別途本事業の対象とします。
- ③薬剤に関する経費（薬剤料、処方（箋）料、調剤料等）は対象外ですので御注意願います。
- ④新たに身体障害者手帳の交付申請をされる場合、手帳交付後でない対象となりませんので御注意願います。

担当	福祉サービス担当
電話	075-414-4600